



試合会場への自動車等の乗り入れ禁止のお願いと 不当駐車に対する「罰金制度」の実施について

関西学生バスケットボール連盟より警告です！

2018年度・関西学生バスケットボールリーグ戦より、当連盟が主催する試合会場において禁止している自動車など車両の乗り入れや、試合会場の近隣での迷惑駐車が発覚した場合は、下記のとおり「**罰金制度**」を実施します。

過去より当連盟から禁止を呼びかけております、当連盟所属学生、関係者、OB、保護者等による試合会場への自動車等での来場は、主にその会場である大学やその近隣住民の方々に多大なるご迷惑をおかけしており、実際にトラブルが幾多も発生しています。これは、貸与して下さっている大学の多大なるご厚意を踏みにじるものであり、さらには当該大学を試合会場として活用させていただけなく恐れがあります。

当連盟・理事会としては、この度重なる事態を重く見て、当連盟所属全チームへ従来から行ってきた、「当連盟が主催する試合会場への自動車など車両の乗り入れ禁止」の周知とともに、今年度より新たに「罰金制度」を設け、不当駐車の発生抑止を主旨に、残念ながら不当駐車発生の場合の対応として実施することを決定いたしました。

記

【お願い】

- 当連盟主催の試合会場への自動車など車両の乗り入れを禁止します。
- 試合会場へは公共交通機関をご利用ください。

【「罰金制度」の施行について】

- 当連盟主催の試合会場にて、あるいはその試合会場の近隣において不当駐車が発覚し確認された場合は、当該駐車に関係する当連盟所属チームに対し、ペナルティとして“1件あたり罰金1万円”を請求します。